

大阪柔整だより

「平成29年 大阪保険講演会」開催

－日本の柔道整復業界の展望は 大阪から始まる療養費適正化理念！－

平成 29 年 2 月 11 日(土・祝)大阪柔整会館 5 階大ホールにて大阪保険講演会が開催された。昨夜の雪も大阪社団の気持ちを通じたのか快晴となり、会員はもとより、保険者、行政ならびに関係団体の方々、個人契約の柔道整復師、一般府民、学生など多くの参加者で会場は埋め尽くされた。

はじめに 川口 靖夫 副会長の開会宣言があり、続いて主催者を代表して 徳山 健司 会長の開会の挨拶で講演会の幕が開いた。

会長挨拶では、「今、厚生労働省では療養費の制度、適正化に向けての議論がされております。私の中では、この柔道整復業界には二種類の柔道整復師があると思っています。一つは協定を締結している社団会員、もう一つは取扱規程の契約による個人契約者。協定と取扱規定の違いは協定書の『43 厚生(支)局長と都道府県知事は、受領委任の取扱いに当たっては、必要に応じ社団と協議する等、社団の協力を得て円滑な実施に努めること。』とあります。個人契約者の取扱規定に、それはありません。今、この状況の中でしっかりと適正化に向けて努力していくことが大阪社団の方針であります。療養費の適正化を着実に遂行することによって、行政・保険者から高い評価をして頂いております。今後も検討委員会の中で議論されている審査会の権限強化等の実施に向けて、大阪社団は適正化の推進により、個人契約者と棲み分けをしていきたいと思っております。」と述べられた。

近畿厚生局長 丸山 浩 様からは講演会開催にあたり「昨年 3 月から、社会保障審議会に設置された柔道整復療養費検討専門委員会において、制度の見直し等についての議論が行われているところであります。本日の大阪保険講演会は、柔道整復療養費の『適正な請求』が行われることを目的として開催されていると伺っております。柔道整復師の皆様を取り巻く環境は大きく変化しておりますが、引き続き、柔道整復を通じた国民の健康保持に寄与されますよう、よろしく願いいたします。」とのメッセージをいただいた。

次に、公益社団法人日本柔道整復師会 保険部長 三橋 裕之 様より「日整が行う制度改革の展望」と題した講演では、日整保険部の改革として請求代行業者の整理、二次点検民間委託会社の整理、チェーン店接骨院企業の整理などの問題点を挙げ、柔整審査支払機構の実現などと共に厚生労働省に働きかけていること、社会保障審議会 柔道整復療養費検討専門委員会では、公的審査会(柔整審査会)の権限強化、施術管理者の在り方(実務経験と研修・講習)、電子請求の実現などを特に意見として投げかけていることなど、柔道整復業界の現状や日整の取り組みなどについて述べられた。

次頁へ続く

前頁より

続いて、布施 正朝 副会長より「柔道整復業界に強い社団を！」と題した講演では、「療養費適正化理念」の取り組みについての進捗状況の報告があった。(詳細はホームページに掲載されますのでご参照ください。)

また、「療養費適正化理念」の一つでもある「一、違法広告に関する指導を強化し、監督官庁への通報制度を設ける。」について、「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項」の通則 1 にもあるように「療養費の支給対象となる柔道整復師の施術は、柔道整復師法に違反するものであってはならないこと。」となっており、柔道整復師法第 24 条に抵触するものは問題外であること、大阪社団の会員は「協定書」「柔道整復師の施術に係る療養費の審査委員会設置要綱」「柔道整復師の施術に係る療養費の指導監査要綱」にも記載されているように、「社団の協力を求め円滑な実施に努めること。」となっている旨を説明され、「療養費適正化理念」に対する理解を求めた。

平成 29 年大阪保険講演会は、増井 英明 副会長による閉会の言葉により盛況のうちに無事に終了した。

最後に、本講演会のような大勢の人で学び、情報共有できる場を持つことも知識向上のために重要であり、今後も多くの参加者を募れるよう、より良い講演会開催を目指し取り組んで参りたい。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 保険部 理事

「平成 29 年新年交歓会」開催

平成 29 年 1 月 8 日(日)午後 5 時より、ホテルグランヴィア大阪 20 階「名庭の間」にて、新年交歓会が盛大かつ華やかに開催されました。

晴天に恵まれ、新春にふさわしい穏やかな陽気に包まれたなか、国会議員(18名)、府議会議員(14名)、市議会議員、東大阪市長、堺市長、吹田市長、泉佐野市長、寝屋川市長(市長含む 22 名)、関係団体代表など、ご来賓 123 名の御臨席を賜り、会員を含め約 300 名が参集しました。

各界より大阪府知事 松井 一郎 様(ご名代 大阪府健康医療部 部長 上家 和子 様)、近畿厚生局長 丸山 浩 様、衆議院議員 中山 泰秀 様、一般社団法人 大阪府医師会 会長 茂松 茂人 様(ご名代 副会長 中尾 正俊 様)、公益社団法人 日本柔道整復師会 会長 工藤 鉄男 様から、本会の今後の発展を期する御祝辞を賜り、一般社団法人 大阪府薬剤師会 会長 藤垣 哲彦 様の乾杯の発声にて、宴開催となりました。

毎年、年始に行われるこの新年交歓会は業界の展望や現在のおかれている状況などを知ることができ、地域別のテーブルでの立食式で行われるため、近隣の先生方や管轄の市長、代議士の先生との情報交換や交流を深める良い機会であると思えます。

新年交歓会のみならず、本会、各地区、私的な勉強会など様々な行事に参加し、多くの方々と接することで情報共有し、各々が自己研鑽することで、業界発展のために一丸となり協力していくことが必要であると感じました。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 広報部

社会保障審議会医療保険部会

『第 10 回 柔道整復療養費検討専門委員会』開催

日時：平成 29 年 2 月 15 日(水) 14:30~16:00

場所：全国都市会館 大ホール(2 階)

議題：柔道整復療養費検討専門委員会における議論の整理に係る検討(案)

今回の委員会では、平成 29 年度に実施を予定しているものとして、「審査・指導監督関係」について重点的に議論が行われた。

保険者、柔整審査会において不正請求の疑いが強いものについて、地方厚生局へ通報し、証拠が揃っているものは個別指導を省略し監査を実施するという仕組みを構築し、それぞれの機能の強化や連携を図るものとしている。柔整審査会の審査要領では、重点審査に「部位ころがし」の傾向があるものを加え、施術の事実確認に必要な場合は領収書の発行履歴や来院簿その他通院履歴の分かる資料の提示を求めることができるといった案が打ち出されている。

保険者側は、審査時間や方法を懸念し、柔整審査会の在り方を検討しなければ権限強化をしても指導強化にならない。水増しなどの不正請求は白紙委任をなくすことである。また、受領委任は例外的な取扱いであり、1 部位目からの負傷原因を確認しなければ保険者は支給決定できるものではないと意見した。有識者側も、受領委任は現金給付であり、負傷原因の記載については同意見であった。施術者側からは、傾向審査によって不正請求の疑いがあるものを見分けており、柔整審査会の権限強化をして取り組むことにより必ず効果があると意見した。この案件については、平成 29 年度実施に向け整理し決定されるものと思われる。

「施術管理者の研修受講・実務経験を要件とする仕組み」については、有識者側から実務経験について、「病院、診療所（指定保険医療機関）において、柔道整復師が勤務し従事していた期間については、一定期間、実務経験の期間として認めることとしてはどうか。」とあるが、実務はセラピストであり、柔道整復業は指導できないと意見した。

厚労省事務局側より、施術管理者の要件について議論してほしいとし、登録の管理、虚偽申請の処罰等については今後の検討課題とした。

「『亜急性』の文言見直し」について、保険者側は曖昧な文言については削除すべきであると強調した。また、広告の規制について、受領委任の協定・規程に取り入れてはどうかと提案した。

「不適正な広告の是正」については、以前より委員会の中では、すぐに取り組むべき事案としているが、厚労省の動きに進展がなく、早急に解決策を講じていただきたい。

今回の検討内容も踏まえ、大阪府柔道整復師会の会員へは、療養費適正化理念のもと、違法広告・違法看板については改善していただくよう引き続きお願いしたい。

今後も、いくつかの検討課題において更なる議論が行われるであろう。

なお、次回の専門委員会の開催予定は未定である。

— 東大阪市生活保護施術券の様式変更について —

平成 29 年 3 月以降に発行される東大阪市の生活保護施術券の様式が変更されます。

変更点：「経過」欄

「経過」→「負傷の原因・業務災害通勤災害又は第三者行為外の原因による」

なお、平成 29 年 2 月以前に発行された様式変更前の施術券は、様式変更後も使用できます。ご確認の程、よろしくお願いたします。

日整「機能訓練指導員認定柔道整復師」講習会

平成 29 年 1 月 14 日・15 日に日整「機能訓練指導員認定柔道整復師」講習会が本会 5 階大ホールにて開催されました。

当日の出席者は 87 名で、講師に公益社団法人 日本柔道整復師会 介護対策課 三谷 誉先生、大阪府柔道整復師会専門学校附属整骨院 橋本 貫次郎 院長、本会附属専門学校 鏑野 佳充 校長、本会事務局職員の体制での講習会となりました。

出席された先生からは、介護予防や介護予防事業参入について等の質問があり、盛況のうちに終了することができました。

介護保険のコラム Vol.23

～医療費との合算も可能？払い戻しが受けられる高額介護サービス費とは？ その 2～
前回は引き続き、高額介護サービス費について見ていきたいと思います。

・高額介護サービス費で戻ってこない費用

区分段階にかかわらず、福祉用具の購入費や、介護のための住宅改修費は高額介護サービス費に含まれません。ショートステイ、特養・老健など介護保険施設に入所した場合の食費、居住費、差額ベッド代なども支給対象外です。

また、介護保険料を 2 年以上支払っておらず、保険の給付率が 70%に減額されている方は、高額介護サービス費が支給されません。

・高額介護サービス費の適用例

高額介護サービス費がどのように適用されるかについては、所得に加え要介護度の状態によります。下表は介護サービスを受けた場合の支給限度額（単位）と、自己負担の限度額をまとめたものです。

	支給限度額（円）	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）
要支援 1	50,030 円	5,003 円	10,006 円
要支援 2	104,730 円	10,473 円	20,946 円
要介護 1	166,920 円	16,692 円	33,384 円
要介護 2	196,160 円	19,616 円	39,232 円
要介護 3	269,310 円	26,931 円	53,862 円
要介護 4	308,060 円	30,806 円	61,612 円
要介護 5	360,650 円	36,065 円	72,130 円

介護サービス費は 1 単位〇円で換算します。この単価は、介護サービス費ごとに占める地域の人件費等により異なるため、ここでは平均的な額として 10 円で計算しました。

例として、要介護 3 の A さんが、1 ヶ月に限度額の 269,310 円を支払った場合の高額介護サービス費は、所得区分の段階に応じて以下ようになります。

- ・第 1・2 段階の場合・・・（負担限度額）15,000 円-26,931 円=11,931 円が
高額介護サービス費として支給
- ・第 3 段階の場合・・・（負担限度額）24,600 円-26,931 円=2,331 円が
高額介護サービス費として支給
- ・第 4 段階の場合・・・（負担限度額）37,200 円=支給なし

所得のある方にはハードルが高いように思えますが、特養や老健などに入所すると 1 ヶ月あたりの利用単位数が 30 万円を越えることがあるため、第 4 段階の方でも高額介護サービス費に該当することは多くなります。逆に、居宅の介護サービスで済んでいる方は、そこまで頻繁に利用する事は少ないといえます。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

平成29年4月より変更の医療費助成制度

	変更内容	変更前 (平成 29 年 3 月施術分まで)	変更後 (平成 29 年 4 月施術分から)
泉南市	制度名 通院医療費対象年齢 所得制限	「子どもの医療費助成制度」 0 歳～10 歳(小学 4 年生修了)まで なし	変更なし 0 歳～15 歳(中学校修了)まで なし

※本会ホームページにて「乳幼児・こども医療費助成制度一覧」掲載

保険者変更通知

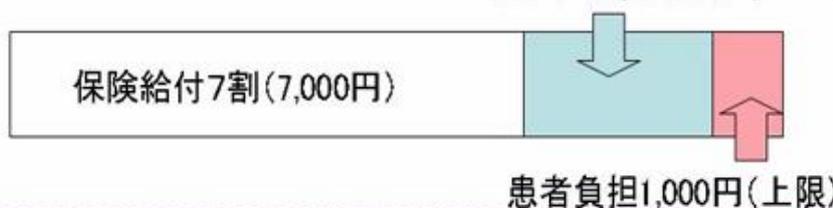
変更前	内容	変更後	変更日
大阪機工健康保険組合 06280077	名称変更	OKK健康保険組合 06280077	H29年1月1日
三菱重工健康保険組合 06132559 日本輸送機健康保険組合 06260442	合併	三菱重工健康保険組合 06132559	H29年4月1日

大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合 福祉医療費助成(2,000円)



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、上記に示すようなイメージとなっております。また、患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのないようにお願いします。